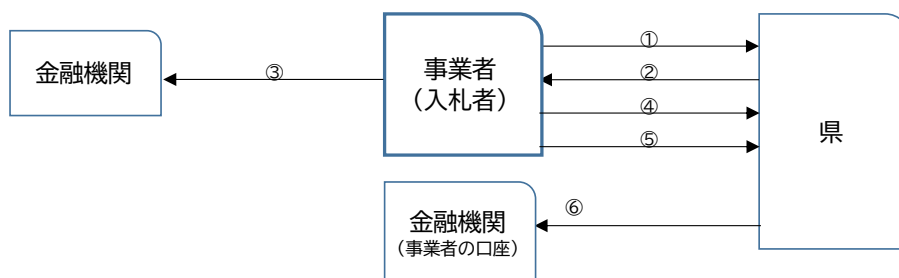


(参考)

## 入札保証金の手続きの流れ

入札保証金 . . . . . 入札者が落札した場合において、契約を締結すべき義務の履行を担保するために納付させるもの。  
なお、落札者が契約を締結しないときは、その入札保証金は県に帰属する。



### ① 払込書の発行依頼（事業者 → 県）

入札に必要な保証金の額（見積る契約金額(税込)の5/100以上）を決めてください。

「納付書発行依頼書」を作成し、県（栽培漁業センター）に令和6年3月27日（水）12時までに提出してください。

\* 原本の提出前に、FAXかメールで送信してください。

### ② 払込書の発行（県 → 事業者）

保証金の「払込書」を発行します。発行後、事業者に連絡しますので、受取をお願いします。

\* 通常、2～3日程度要します

### ③ 保証金の払い込み（事業者 → 金融機関）

県（栽培漁業センター）から「払込書」を受け取った後、金融機関の窓口で保証金を納めてください。

\* 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期日までに納付ください。

\* 県外はみずほ銀行と鹿児島銀行のみ

\* 金融機関の窓口の営業時間に注意

金融機関から「受領書」を受け取ったら、その写しを県（栽培漁業センター）に提出してください。

（FAX or メール）

**\* 令和6年4月3日（水）まで**

### ④ 入札への参加（事業者 → 県）

### ⑤ 保証金の還付請求（事業者 → 県）

入札後は、速やかに「還付請求書」を栽培漁業センターに提出してください。

### ⑥ 保証金の払い戻し（県 → 金融機関(事業者の口座)）

預かった入札保証金を、貴社の口座にお返します。（請求書の受理日から約2週間後）